

市税条例の一部改正について（市税の猶予制度の見直し）

1 改正（規定の追加）の趣旨

平成 26 年度税制改正において、納税者の負担の軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度の見直しが行われました。

これを受け、地方税の猶予制度についても、所要の見直しが行われることとなり、平成 27 年度税制改正において、地方税法が改正されました。（平成 28 年 4 月 1 日施行）

今回の地方税法の改正は、納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものになっていますが、地方分権を推進する観点や、地方税に関する地域の実情が様々であることを踏まえ、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については、各地域の実情等に応じて条例で定める仕組みとされたことから、逗子市市税条例に規定を追加するものです。

2 猶予制度とは

（1）徴収の猶予（地方税法第 15 条）

次の理由により市税を一時に納付することができないときは、申請することにより、1 年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められる場合があります。

- ・財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ・納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- ・事業を廃止し、又は休止したとき
- ・事業について著しい損失を受けたとき など

（2）換価の猶予（地方税法第 15 条の 5）

納税について誠実な意思を有する者が、市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなど一定の要件に該当するときは、1 年以内の期間に限り、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。

3 改正内容

地方税法が改正され、担保の徴取基準などいくつかの事項が市の条例に委任されたため、次のとおり条例に規定を追加するものです。

なお、国税の基準を緩和する又は強化する特別な事情はないことから、国税の基準に準拠する規定とします。

(1) 徴収猶予に係る徴収金の分割納付の方法

地方税法にて、徴収の猶予（徴収の猶予期間の延長を含む。）に係る徴収金の納付方法等については、地方団体の条例で定めることとなったため、次のとおり条例に規定を追加します。

- ① 徴収の猶予に係る徴収金の納付について、猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付させることができる。
- ② 徴収の猶予に係る徴収金を分割して納付させる場合においては、当該分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めるものとする。
- ③ 徴収の猶予を受けた者がその納付期限までに納付することができないことにつき、やむを得ない理由があると認めるときは、分割納付の各納付期限ごとの納付金額を変更することができる。
- ④ 前②の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を定めたときは、その旨、当該徴収の猶予を受けた者に通知しなければならない。
- ⑤ 前③の規定により分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額を変更したときは、その旨、当該変更を受けた者に通知しなければならない。

(2) 徴収猶予の申請手続等

地方税法にて、徴収の猶予（徴収の猶予期間の延長を含む。）の手続等について規定され、申請書の記載事項及び添付書類等については、地方団体の条例で定めることとなったため、次のとおり条例に規定を追加します。

- ① 申請書への記載事項は、次に掲げる事項とする。
 - ア 一時に納付することができない事情の詳細
 - イ 納付すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - ウ 猶予を受けようとする金額
 - エ 猶予を受けようとする期間
 - オ 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額
 - カ 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在その他担保に関し参考となるべき事項
- ② 申請書への添付書類は、次に掲げる書類とする。
 - ア 一時に納付することができない事実を証する書類
 - イ 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

- ウ 猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - エ 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類
- ③ 徴収猶予の申請書において、不備等があった場合の訂正期限を通知を受けた日から 20 日以内とする。

(3) 職権による換価の猶予の手続等

地方税法にて、職権による換価の猶予（換価の猶予期間の延長を含む。）の手続等について規定され、書類の提出については、地方団体の条例で定めることとなったため、次のとおり条例に規定を追加します。

なお、分割納付の方法等については、徴収猶予（徴収の猶予期間の延長を含む。）の規定を準用します。

- ① 提出を求められることができる書類は、次に掲げる書類とする。
- ア 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類
 - イ 猶予を受けようとする日前 1 年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類
 - ウ 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が 3 月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類
 - エ 分割納付させるために必要となる書類

(4) 申請による換価の猶予の申請手続等

地方税法にて、申請による換価の猶予（換価の猶予期間の延長を含む。）の手続等について規定され、申請期限、申請書への記載事項及び添付書類等については、地方団体の条例で定めることとなったため、次のとおり条例に規定を追加します。

なお、分割納付の方法等については、徴収猶予（徴収の猶予期間の延長を含む。）の規定を準用します。

- ① 徴収金の納期限から 6 月以内にされた申請に基づき、滞納処分による財産の換価を猶予することができる。
- ② 申請書への記載事項は、次に掲げる事項とする。
- ア 一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細
 - イ 納付すべき徴収金の年度、種類、納期限及び金額
 - ウ 猶予を受けようとする金額
 - エ 猶予を受けようとする期間

オ 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在その他担保に関し参考となるべき事項

カ 分割納付の各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額

③ 申請書への添付書類は、次に掲げる書類とする。

ア 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類

イ 猶予を受けようとする日前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類

ウ 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類

④ 換価猶予の申請書において、不備等があった場合の訂正期限を通知を受けた日から20日以内とする。

(5) 担保の徴収

地方税法にて、担保を徴する必要がない場合として地方団体の条例で定めることとなったため、次のとおり条例に規定を追加します。

① 猶予に係る金額が百万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴することができない特別な事情がある場合とする。

4 市民意見の募集、スケジュール等

(1) 市民説明会（終了しました。）

平成27年8月29日（土） 10:00～11:00

市役所5階「第5会議室」

(2) パブリックコメント

・募集期間：平成27年9月15日（火）～10月15日（木）

・閲覧場所：納税課、課税課、情報公開課、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、体験学習施設、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター、図書館、逗子市ホームページ

(3) 議案提出

平成27年度第4回定例会（平成27年12月）

※ 同一条例の改正であることから、市税条例の一部改正（都市計画税の税率の見直し）に関する市民意見の募集も同時に実施します。

5 問い合わせ先

総務部納税課納税係（内線376）